

下記の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年6月25日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

ネットワーク中長期構想策定業務

### (2) 業務内容

本業務は、静岡県（以下、「県」という。）の将来の理想的な働き方、システムを含む事務のあり方を踏まえ、それを実現するネットワーク等（更改）についての計画（ネットワーク中長期構想）の策定とそれに必要な調査・分析等

### (3) 業務期間

契約日から令和2年3月31日まで

## 2 契約限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム分析」及び「システム運用・管理」、「ネットワーク関連業務」並びに「インターネット関連業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格等の停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 過去3年以内に同等と認められる業務を受注した実績を有する者であること

#### 4 手続等

(1) 実施要項の配布期間

令和元年6月25日（火）から7月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）午前10時から午後5時まで

(2) 実施要項の配布場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県経営管理部 ICT推進局電子県庁課（東館16階）  
電話番号 054-221-3196

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

令和元年7月12日（金）午後5時までに持参により提出すること。

(4) 参加表明書の提出場所

上記(2)に同じ

(5) 提案書の提出期限及び方法

令和元年7月22日（月）午後2時までに持参又は書留郵便により提出すること。

(6) 提案書の提出場所

上記(2)に同じ

(7) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを令和元年7月25日（木）に実施する。実施時間、実施場所は別途通知する。

(8) 優先交渉権者の特定方法

優先交渉権者は、ネットワーク中長期構想策定業務提案競技審査委員会において提案内容を評価し特定する。

#### 5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者（提出された提案書が最も優れているもの）と契約の交渉を行い、予定価格の範囲内において契約する。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、提案競技実施要項及び仕様書による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 照会窓口は、静岡県経営管理部 ICT推進局電子県庁課（電話 054-221-3196）とする。